

アメリカの障害者対策の動向

鈴木良子

要旨

「1989年アメリカ障害者法」(ADA)案提出の過程、及び、アメリカにおける障害者対策や実態について調査結果をもとに述べた。

連邦議会は全米障害者評議会に対し、障害者の自立に関する連邦事業の総てを分析し、立法上の勧告として報告書にまとめ、大統領と議会に提出するように命じた。

これを受けて「1989年アメリカ障害者法」の提言があった。本法はビジネスや輸送機関業界から猛烈な反対にあい、101回連邦議会では、法の可決をみることもなく、延期されたままになった。

評議会は、議会提出用報告書に付加するため、この時障害者の「地域生活」について全米調査を行った。続いて「障害者の雇用」や「障害児の教育」調査が実行され紹介された。

本稿では、ADA法案提出の過程と障害者の「地域生活」、「雇用」、「教育」の調査からアメリカにおける障害者対策の動向をみた。障害者が完全に社会参加し平等な生活を営むには、ADAの早期法制化と教育内容の充実がその鍵になるのではないかと、推測した。

1 はじめに

障害者の新しい公民権法となる「1989年アメリカ障害者法」(ADA)は、上院で76対8と圧倒的な指示を得たのに、ビジネスや輸送機関業界から猛烈な反対にあい、第101回連邦議会では、法の可決をみることもなく、延期されたままになった^{1),2)}。本法律が成立することにより、業界の支出は莫大なものになるというのが反対の大きな理由であった。一方支持者は、障害者の雇用の機会を均等にすることにより、障害者を納税者に変え、福祉予算を大幅に軽減できるのである、と主張した³⁾。

障害者の差別撤廃をうたった法律は、1973年成立のリハビリテーション法504条であるが、本条では連邦より助成を受けているプログラム及び活動のみを対象とし、その適用範囲は狭かった⁴⁾。障害ゆえに受ける不利益の禁止を、一般の雇用や公共施設へのアクセス、交通機関の利用などへと適用の範囲を広げるのが、このたび多くの人たちが成立を望んでいたADAなのである。

そこで、本法案提出の過程、及び、アメリカにおける障害者対策や実態について、調査結果をもとに述べることにする。

2 全米障害者評議会

アメリカには、大統領が任命する全米障害者評議会 (National Council on the Disability—以下評議会) という機関がある。本評議会は、日本でいう審議会⁵⁾に相当する政府の付属機関であり、障害者に関する法律や事業、政策を審査、審議、調査し必要に応じて大統領や議会、教育庁長官、リハビリテーション局局长、国立障害者研究所 所長に提言する役割を担っている⁶⁾。評議会は、1973年成立のリハビリテーション法に基づき設置されたが、独立した政府の付属機関として位置づけられている。15名の評議委員は大統領の任命によるものであるが、上院の承認を得なければならない。

1986年リハビリテーション法の中で、連邦議会は評議会に、障害者の自立に関する連邦事業の総てを分析し、立法上の勧告として報告書をまとめ、1986年1月30日までに大統領と議会とに提出するよう命じた⁷⁾。評議会はこれを受けて、「自立へ向かって」というテーマの報告書を作成し、その中で「1986年アメリカ障害者法」(American with Disabilities Act of 1986—ADA)を提言したのであった。本報告書は、1980年の国勢調査を参考としているが、特に障害者の機会の均等を強調したものであった。

評議会はこの時、議会提出用報告書に付加するため、障害者の福祉について全米調査を考えたのである。基金面の援助は国際障害者センター (International Center for the Disabled—ICD) に依頼し、技術的な援助はルイス・ハリス社に求めた。無作為抽出により、主として障害者本人にインタビューを試みて、地域社会の中でともに生活することを目的とした調査を行

った。これは、「障害者の地域社会」(「米国障害者の生活と意識」という見出しで翻訳出版されている。注5)参照)とテーマをつけ刊行された⁸⁾。さらに継続して1987年には、障害者雇用大統領委員会 (The President's Committee on Employment of People with Disabilities) の協力を得て、「障害者の雇用」に関する企業主へのインタビューを行った⁹⁾。

1988年になると、評議会は「1986年アメリカ障害者法」の提言がどの程度実施されたかを点検し、「自立との境界」という表題で報告書にしたのであった。本報告書は、前述したハリス調査である「障害者の地域生活」、「障害者の雇用」の2つの調査をもとにまとめている。評議会は「自立との境界」の中で、「1988年アメリカ障害者法」を議会に提言した。この中で、前述した「1986年アメリカ障害者法」45の提言中、21項目が立法化されており、そのうち80%のものが全部あるいは一部法制化されたと評価をしたのであった。「1988年法」では法案の体裁をとり、10章によりその内容を構成した。これを第100回連邦議会に上程し、9月にワシントンD. C. と10月にボストンとで公聴会を開き討議したが、時間切れで制定されずに終わった。しかしこの時強力な支持をブッシュ大統領候補 (現大統領) から得たのであった。

引き続き、障害者対策に関する実態調査は続けられ、1989年になると「障害児教育」について本人や親、教育者にインタビューを行い、全障害児教育法の浸透程度と教育から社会人への移行をみたのであった¹⁰⁾。評議会は、これらの調査をもとに再度「1989年アメリカ障害者法」を議会に提言し、現在に至っている。ADA 法案上院通過は1989年であったが、下院では1990年5月22日になってやっと403対20という圧倒

的多数を得て、可決したのである¹¹⁾。

次に、1986年から実施されてきた調査である「障害者の地域生活」、「障害者の雇用」、「障害児教育」を紹介しアメリカにおける障害者対策の施策や実態をみることにする。

3 障害者の地域生活

本調査は、1985年11月30日から12月23日までの間に、障害者として行った電話インタビューの結果である。電話インタビューの1人平均時間は32分間であった。障害者の生活の実態と意識について調査をしたのであるが、このような調査は初めての試みであった。調査では、過去10年間における生活の変化や雇用、教育、社会生活経験、統合への制約、障害の認識や障害者としての一体感、などについて質問をした。生活実態把握のために、1万2,500人の一般家庭を無作為抽出し、障害の有無を確認した。そのうち、年齢16歳以上の障害者でかつ施設生活をしていない者だけを1,000人選んで対象とした。

本調査で定義づけた障害とは、(a) 通常の活動をするうえで制限がある、(b) 仕事をするうえで制限がある、のいずれか1つに該当していることとした。障害別カテゴリーは肢体障害45%、視覚障害7%、聴覚言語障害6%、精神薄弱3%、精神障害3%、心臓又は血液・血管障害16%、呼吸障害5%、ガン、糖尿、腎臓病等の障害11%、障害が不明又は障害名を拒んだ者4%であった。調査結果は以下のとおりである。

(1) 生活の変化

過去10年間の生活の変化について尋ねたところ、10人中7名の人が、「生活は少しずつよくなっている—47%」とか、「生活はとてもよくなった—25%」とか答えていた。障害の程度が最も重いと述べていた者は、中・軽度の障害をもつ者に比べると若干その割合は低くなるが、それでも10人中6人の者が改善あるいは少しずつ改善している、と評価をしていたのであった。

なっている—47%」とか、「生活はとてもよくなった—25%」とか答えていた。障害の程度が最も重いと述べていた者は、中・軽度の障害をもつ者に比べると若干その割合は低くなるが、それでも10人中6人の者が改善あるいは少しずつ改善している、と評価をしていたのであった。

(2) 障害者の教育

障害者はそうでない人に比べ、教育水準が低いことが分かった。障害者のうち、40%の者は高校を卒業していないが、これは障害をもたない人に比べると3倍近くも多くなっている。大学への進学率も低く、障害者は29%しか進学していないのに、障害をもたない人は48%進学している。学歴が低いということは、すなわち、雇用の機会にも恵まれないことである。

1975年全障害児教育法の成立により、公教育が無償でしかも本人のもつ能力を最大限に伸ばせる環境のもとで保障されるようになった。しかし、全障害児教育法以前の高年齢障害者は、教育を受ける機会も十分ではなく、経済的にも貧困であった。

(3) 統合への制約

社会生活を営むうえで、障害ゆえに制約を受けていると感じている者は56%いた。その内容は、以下に示すとおりである。

- ① 障害又は健康上の理由により、怪我や病
気、犯罪に巻き込まれるのではないかと不安に思う—59%
- ② 介護人や援助者を必要とするが、必ずしも獲得できるとは思わない—56%
- ③ 公共の交通網を使えない、障害者用移送車や必要な援助を受けられない—49%

上に掲げたような不安を取り除かない限り、社会活動への参加は制限され、本当の意味での

インテグレーションはありえないのである。また、1978年の運輸省調査によると、交通面でハンディをもつ人は、約740万人いるという報告が出されている。貧しい障害者が行動するには、公共の交通機関に頼らざるをえないのである。このように交通機関による行動の制約は、活動をするうえでも大きな妨げとなっている。

(4) 働いていない障害者

本調査で障害の定義に該当する16歳以上の者は、全人口の15%いることが分かった。これは、アメリカ人口から推定すると、2千7百万人という数になる。調査の結果2/3を占める障害者が働いていないことが分かった。働いていた者は33%であったが、その中でフルタイムの仕事をもつ者は24%だけであった。障害者に働きたいかどうかを尋ねたところ、66%は働くことを強く希望していた。

(5) 障害認知と一体感

「自分は障害者である」と思うかどうかを尋ねたところ、49%の者は障害者であると答えていたが、50%の者はそうでないと答えていた。これは、その人の障害の程度と関係があるようで、軽度、中度の障害をもつ人はそれぞれ19%、32%しか障害を認めていなかった。これに対し、重度者は58%、最重度者は77%と障害認知をしていたのである。障害受容については、障害を受けた時期に影響を及ぼすようである。中年で障害者になった人は58%、55歳以上で障害を受けた人は54%が自らを障害者であると認めていた。これに対し、誕生時期から思春期にかけて障害を受けた者は、自らの障害を認めたのは42%だけであった。

本調査では、今まで障害者に尋ねたことのない以下の3点について調査した。

① 他の障害者と自分とは同じであると考え

ていますか？

② 障害者は黒人やスペイン人と同じようにマイノリティだと思いますか？

③ マイノリティの差別撤廃法である公民権法は、障害者にも適用されるべきだと思いますか？

本調査の結果、①の質問に対し全体の74%の者がある種の一体感をもっていた。また10人中4人の者は、障害者に強力な仲間意識を抱いていたのである。②の質問では45%の者がマイノリティグループであると答えたのに、42%はそうでないと答えていた。しかし、前述した誕生時期から思春期にかけて障害を受けた人は、56%がマイノリティグループであると考えていた。これに対し、55歳過ぎに障害を受けた人は43%だけであった。若い時期に障害を受けた者は、障害受容の調査で一番低いパーセントを示していたが、これはすなわち自分を障害者であると認識するよりも、むしろ不利益を被っているマイノリティである、と考えているからであろう。③のマイノリティの差別撤廃をうたった公民権法は、障害者にも適用されるべきだと思う人が全体の75%いた。このことについては、年齢の若い人ほど支持する傾向がみられた。

4 障害者の雇用

前述した「障害者の地域生活」調査で、16歳から64歳に至る生産年齢人口で、2/3を占める障害者が働いていないと分かった。しかし障害者の66%は、働きたいと思っていたのである。障害者の1/3しか働いていないということは、64歳以下の生産年齢人口のどのグループと比べてみても低すぎる。

そこで本調査は、障害者が企業で働くための

施設やプログラムについて追求するために行われた。人間は働いているかいないかにより、人生観も変わってくる。働くことで障害を忘れ、能力発揮により生活するうえでのハンディを軽減することができる。働く障害者はそうでない障害者に比べ、高い教育を受けている。また経済的にも豊かである。

障害者の雇用の機会について調査した結果を次に述べる。

(1) 調査の手続き

1986年9月から10月にかけて、電話によるインタビューを行った。インタビューにあてた時間は、1人平均25分間であった。対象者は、①副社長級のマネージャー210名、②雇用機会均等マネージャー(EEO)301人、③販売や庶務、経理部門を含む210人の部長級や班長級のマネージャー、④従業員10名から49名の社長及び役員を含む200名の小規模企業マネージャーの4構成とし合計921の企業に実施した。①から③の対象企業は3つの下位グループに分けて、それぞれインタビューを実行した。内訳は、大企業(従業員1万人以上)を1/3、中企業(1千人から9千999人)を1/3、小企業(50人から999人)を1/3ずつ選び行った。

(2) 障害者雇用

圧倒的多数のマネージャーたちは、障害者の作業態度に好意を示していた。同一職種において障害をもつ労働者はそうでない人に比べ、同

程度かあるいはむしろよく働いてくれると評価をしていたのである(表1参照)。障害者の勤務評価については、意欲、信頼性、出勤や遅刻、生産性、リーダーシップの項目でいずれも好ましい、あるいは、同程度と評価していた。

(3) 障害者雇用の物理的条件

障害者雇用で、企業側の出費が多すぎれば、コスト高により障害者を雇用したくない。しかし、小規模企業を除いた残りのマネージャーの3/4は、障害者もそうでない人も雇用にあてるコストは同程度である、と答えていた。

長年障害者雇用は、設備等の投資のためコスト高になると考えられていたが、本調査をとおり、例えば障害者が使いやすいようにする設備投資は、そうでない人の場合と同じであることが分かった。

(4) 障害者雇用の実際

雇用機会均等マネージャーに、過去12ヵ月間の障害者雇用を尋ねたところ、僅かに43%の者が雇用したと答えていた。障害者雇用については企業の規模と関係がある。すなわち、1万人以上の従業員がいる会社では、52%が障害者を過去12ヵ月の間に雇用していたのに、1,000~9,999人の従業員がいる会社では42%、50~999人の従業員がいる会社では27%、10~49人の従業員がいる会社では16%とその数は減少していた。しかし、大規模企業が障害者だけを多く雇用しているのかというところではなく、障害をもたない人も大企業に行けば行くほど、多く雇用しているのである。また、障害者雇用対策をもつ会社は、障害者を過去1年間に多数雇用していることが分かった。これは、政府と契約を結んでいる会社がそうでない会社に比べて、障害者を多数雇用していたのと同じ結果であった。

表1 障害労働者の勤務評価

項目	好ましい	同程度
a 意欲	46%	33%
b 信頼性	39%	42%
c 出勤、遅刻	39%	40%
d 生産性	23%	55%
e リーダーシップ	10%	63%

職業安定所やリハビリテーション機関による職場斡旋は、29%だけであったのに、68%の者は自ら企業にアタックしたり友達等の紹介により職場を開拓していた。このことにより、リハビリテーション機関などでは有資格障害者への積極的職場開拓が期待されるのである。

(5) 雇用を妨げるもの

過去3年間障害者を雇用しなかった理由として、66%のマネージャーたちは、障害者に働く能力がなかったからである、と答えていた。これにより教育や訓練機関が、努力して業界に答えていかなければならないことが明確となった。

障害者雇用を妨げる第2の理由は、企業側に障害者雇用の方針やプログラムの少ないことであった。障害者の雇用方針やプログラムの存在をあげていたのは、企業全体の37%だけであったが、大多数は大企業で占めていた。企業が、障害者のために雇用方針やプログラムを作るのであれば、障害者雇用の増大はまちがいないのである。

第3の理由として、トップマネージャーや雇用機会均等マネージャー又は班長級のマネージャーたちは、雇用されていない障害者たちが就職を望んでいるという事実を知らなかったことである。また、企業側では障害者が責任をもって生産活動に従事できるということも知らなかった。例えば10人のうち僅かに1人だけが障害者の稼働能力を信じていた、という結果を知ることでも明らかである。また、多くのマネージャーたちは、マイノリティのグループや老人たちの方がよく働いてくれる、と評価をしているのをみても分かる。

最大の難関は何といっても雇用差別にある。全体の3/4のマネージャーたちは障害者の雇用

差別を認めていた。企業が雇用差別をなくさない限り、障害者が障害をもたない人とともに職場で働くことはありえないのである。

職場内実習について尋ねたところトップマネージャーの60%、又は、雇用機会均等マネージャーの61%の人は、実習可能であると答えていた。これに対し小企業では46%だけが受け入れ可能であった。受入を困難にする理由は、マネージャーが特別な訓練を受けていないこと、設備や工場内が実習向けになっていないこと、などであった。

(6) 障害を受けた従業員の職場復帰

従業員が、病気や怪我により障害者になった場合、治癒後職場復帰をさせているかどうかについて尋ねた。職場復帰をさせていると答えたのは、トップマネージャーが50%で、雇用機会均等マネージャーは52%であった。しかし、小規模企業(従業員10~49名)のマネージャーたちは、この質問に対し50%の者が自分たちの企業にはあてはまらない、と答えていた。障害者になった従業員に対しどのように対応しているのかを尋ねたところ、次のような結果が得られた。

雇用機会均等マネージャーの82%は、年金で対応していると答えていたが、これに対し小規模企業では38%だけであった。軽作業やパート、フレックスタイム等への変更は雇用機会均等マネージャーが72%であったのに、小規模企業では55%であった。

本調査で70~74%の企業は、障害者となってしまった従業員に対し、十分に受け入れていると確信していた。受け入れに対し改善する努力が必要であるとしたマネージャーは、8~16%だけであった。

(7) 障害者雇用の将来的対策

大多数のマネージャーたちは、障害者を十分に雇用していると評価しており、これ以上の努力は必要でないと答えていた。しかし、今後3年間、あなたの会社では今より障害者雇用について改善すると思うかどうかと尋ねたところ、57~63%のマネージャーたちは改善すると答えていた。一方、本質問に対し28~38%の人はありえないと答えてもいた。

障害者の雇用に会社側で努力するとともに、(5)の調査で明らかになったようにリハビリテーション機関などでも、有資格障害者の育成をしなければならない。

(8) 新しいチャレンジ

マネージャーたちは、障害者雇用対策の施策変更や新しいチャレンジがあるなら障害者の雇用は可能になるはずだ、と考えていた。これは、企業、連邦、州、法律、リハビリテーション機関、職業安定所、財団等を含めた障害者の対策改善であった。

新しいチャレンジとしては、以下にあげるような項目でマネージャーたちの支持率が高かった。非常に効果があるはずと答えた人を前方に、効果があるはずと答えた人を後方に示した。

- ① 学校や職業リハビリテーション機関で、直接職業訓練や求職活動をする。
54% 38%
- ② 企業の中に実習の場所やパートの仕事を増やす。 35% 53%
- ③ 企業が雇用可能な職種について、より具体的に内容を示す。
35% 45%
- ④ 障害者雇用にあたり、作業場のアクセスをした場合、税金控除額を増加する。又

は、一部の費用を補助する。

27% 47%

- ⑤ 重度障害者試用期間の給料は政府が助成する。 26% 42%

- ⑥ 専門家による職場アクセスの技術的援助や問題対処の援助を図る。
24% 57%

- ⑦ マネージャーが自由に障害者を雇用する。 24% 48%

障害の雇用を図るために、マイノリティの雇用差別を禁止している公民権法が障害者にも適用されるべきだ、と雇用機会均等マネージャーの80%、トップマネージャーの56%が答えていた。マネージャーたちは、障害者がよく働き、あてにでき、しかも生産性が高いと評価をしているのである。障害者雇用が、決してコスト高につながるものではない、ということも本調査で明らかになった。障害者が働く能力を十分にもつのであれば、雇用主はもっと障害者を雇うはずである。しかし障害者雇用で、新しい対策が起こらない限り障害者の雇用増加は難しい、ということも本調査で明確となった。マイノリティや老人たちと比較しても、企業は障害者を十分に雇用しているとはいえない。反面、企業では障害者が従業員として十分に役立つとは考えていないことも事実であった。

以上のことから、障害者雇用の増加を図るためには、

- A 企業が期待するような障害者を育てること。
- B 雇用主が、障害者を優先的に雇用するための対策をたてること。

この2点が本調査をとおして、得た結論なのである。

5 障害児教育

1987年の障害者雇用調査で、障害者の職業に関する能力不足が指摘された。障害者であるから雇用しないのではない。能力が十分でないから雇用できないのである。このことが強調され、雇用の目的達成にほど遠い教育制度の改善に期待をかけられたのであった。

教育は確かに10～12年前に比べるとよくなっている。1975年成立の全障害児教育法（公法94—142）により、個人のニーズに応じた無償でしかも適切な教育が総ての障害児に補償されるようになった。全障害児教育法の成立により、親は教育制度に満足するようになるが、学校教育を終えた子供たちは、職業や自立には不十分であった。企業は、これを教育上の欠陥であると指摘したのである。

そこで本調査では、教育のあり方について追求するため教育の実態を調べた。

(1) サンプル

本調査の対象者は教育者、障害児、障害児をもつ親の3グループから選んだ。

教育者のグループは、学校区別障害児教育委員長、学校長、通常学級教師、障害児学級教師を選び合計702人に対し電話によるインタビューを、1987年9月30日から11月17日までの間に行った。

障害児の親については1千人を対象としたが、全障害児教育法に基づいて障害を10のカテゴリーに分け、それぞれのカテゴリーから保護者を選んだ。10の障害別カテゴリーとは、学習障害、言語障害、情緒障害、精神薄弱、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱、重複障害、聴覚視覚障害である。児童は200名を対象とし

たが、親と児童に1988年2月1日から6月4日までの間、電話によるインタビューを実行した。

(2) 障害児教育制度の変革

障害児教育制度について教育者に尋ねたところ、1975年の全障害児教育法により、12年前よりも改善したと全体の94%は評価をしていた。全障害児教育法により、確かに障害児に対する教育内容は改善されたといえよう。そこで、親や子供たちにも同じような質問をした。親の77%は障害児教育制度に満足し、92%の子供たちは学校生活に好意を示していた。反面、22%の親たちが教育制度に不満をもち、8%の子供たちが学校生活を拒絶していることも見逃せない事実として浮き彫りにされたのである。教育制度に不満をもつ親の障害別カテゴリーは、情緒障害や視覚障害をもつ子供の親たちでそれぞれ35%、29%であった。このような不満は、障害の軽い子供をもつ親よりも重い子供の親、通常学級や障害児学校に入級入学させている親よりも障害児学級に入れている親の方により多く出現していた。

(3) 親の教育参加と所属団体

全障害児教育法の成立には、親の主体的参加の効力を抜きにして考えることはできない。そこで、親はどの程度障害児の権利について認識し、親の会などの団体に所属しているのかを調査した。

1973年に制定されたリハビリテーション法504条では、連邦政府から助成を受けているプログラムや活動に障害ゆえに参加できないことはない、とうたわれている。全障害児教育法では子供のニーズに適った無償で適切な教育が補償されている。パーキンス法では、障害のある者や不利益を被っている者が障害や不利益を受

けていない人と同じように職業準備教育や、資格取得プログラムを保障している。このような法律の存在に気づかない親は、リハビリテーション法や全障害児教育法に61%ずついた。パーキンス法になるとその数は増え、85%の者が知らなかった。法律の存在やサービスの獲得方法を知らない親たちは、学校に対する期待も低くなってしまった。

学校教育の中で、子供のニーズに応じた教育の改善に立ち上がった親は56%いた。そのうち、87%の者は努力が報いられたと答えていた。教育の改善に努力した親は、情緒障害児をもつ親が最も多く65%であった。最下位は言語障害児の親で39%であった。全障害児教育法を熟知していた親や、親の会に所属していた者は、子供の教育改善に、より積極的であった。

障害児をもつ親の33%は、学校外からサービスを受けさせていた。これは、情緒障害、肢体不自由、病弱の障害をもつ子供の親たちで、それぞれが47%、50%、44%となっている。平均すると週につき8時間程度学外からサービスを求めており、サービス料の年間出費は1,166ドルである。

親が団体に所属していたのは全体の22%だけであったが、73%の親たちは既存の団体ではなく、他の団体を作りたいと望んでいた。特に、低所得者や教育歴の短い者、障害児学級に在籍させている親たちに新団体設立の希望が多く出していた。

(4) 教育者の障害児教育訓練経験

教育者に障害児教育の訓練経験を尋ねたところ、学校長の45%、通常学級教師の40%が訓練を受けていた。これに対し、学校区別障害児教育委員長は86%、障害児教育教師は99%訓練を受けていた。しかし、通常学級教師で、クラス

の中に3～4名の障害児を受けもつ者は、全体の51%と半数もいたのである。

(5) 教育制度の評価

ここでは、教育者や親の教育制度に対する満足程度について調査をした。

親の学校教育に関する評価では、(教師の)親に接する態度に満足する者が76%、建物のアクセスが73%、インテグレーションが70%と満足の度合いを示していた。本結果により、障害児の建物利用のアクセスや、インテグレーションに効果の出ていることが分かった。

障害児の教育効果については、親より教育者の方がよりポジティブに評価をしていた。しかし、高校終了後の職業準備や継続教育については、両方ともに低い評価であった。

学校区により貧富の差があり、その結果建物のアクセス(56%対41%)、優秀児へのプログラム提供(33%対16%)、高等教育の提供(25%対8%)、地域情報源の活用(33%対18%)などで豊かな財源をもつ学校区はそうでない学校区に比べ差を出していた。

学校が提供する言語治療教室やテストの判定、聴力検査、スクールバスのサービスなどでは、親の殆どが満足していた。一方、子供が必要としているのに心理面接が受けられない(32%)、補助教員がいない(23%)、作業療法が受けられない(20%)などの不満をもつ者もあった。特に障害をもちかつマイノリティの児童は、作業療法、ソーシャルワークサービス、聴力検査、その他のサービスで十分な援助が受けられないでいた。

教育課程を子供のニーズにあわせて変えていると答えた教師は、94%を占めていた。これは通常学級の中に障害児を受け入れているためである。その結果81%の親たちは、子供のアカデ

ミックなプログラムについて、子供は十分に理解していると答えていた。また児童も勉強はおもしろいし先生が援助してくれる、と評価をしていたのである。しかし、教師は、障害をもたない児童と比べて社会性 (26%)、生涯教育 (42%)、就職準備 (31%) の面で見劣りしていると答えていた。

(6) 普通教育への統合

議会報告書第10回「障害児教育法の実現」1988年によると、約4千4百万人の児童が障害児教育の対象となっている。児童の各学校在籍割合については、表2に示すとおりである。

表2 学校在籍比率

学校区分	割合 (%)
通常学級又はリソースルーム	67
障害児学級	25
障害児学校	8

学校教育の中でインテグレートされている障害児は、障害カテゴリー10中トップ4位が学習障害 (70%)、言語障害 (59%)、視覚障害 (59%)、病弱 (56%) の順となっている。これに対し、情緒障害 (31%)、精神薄弱 (12%)、重複障害 (9%) の数は少なく、これらの障害をもつ多くの児童は障害児学級や障害児学校に在籍しているのである。インテグレーションについて障害児学級教師は53%の者がよかったと評価していたのに、通常学級の教師は36%だけであった。統合の効果については、子供たちの友達関係をみても分かる。障害児の97%は、学校で友達ができたと答えていた。全体の92%は障害をもたない人と友達であるし、53%は障害児と友達であった。友達ができる一方、友達からのからかいにもあっている。障害児学級に在籍している子供たちは、通常学級や障害児学校に

在籍する子供たちよりも、よりからかいにあっていた (48%対37,36%)。

(7) 個別教育計画 (IEP) への参加

全体の79%の親は、IEPに参加した経験をもっていた。そのうち2%の親は、他の親やソーシャルワーカーたちと一緒に参加をしていた。子供のIEP参加は45%で、参加しない児童 (53%) よりも低かった。IEPの会合に参加した親や子供たちは、自由に発言できた (親92%、子供84%) と答えていた。IEPの報告書については、理解しやすい文章で表現されていたと答えた者が86%いた。

(8) 教育から雇用へ

小学校から中学校、あるいは、中学校から高等学校への移行について、80%の教育者たちはうまくいっていると評価をしていたのに、親は60%だけであった。このような傾向は、学校教育から雇用へと移行するプログラムについてもうかがえる。すなわち、教育者の63%は職業準備教育の効果を受けていたのに、親は44%だけであった。

17歳以上の者が、職業カウンセリングや働く場を紹介されるのは40%だけであった。17歳以上の者で、職業準備教育として雇用へと移行するために、フルタイムの仕事につけるのはたった10%だけであり、パートは30%、保護工場は10%であった。

(9) 将来への期待

親は子供の教育改善で次のようなことを期待していた。

- ① 教育者の障害認知や訓練への期待 (67%)
- ② 通常学級教師に対する障害児教育の普及 (60%)
- ③ 高等教育の改善 (63%)

- ④ 職業教育の改善 (61%)
- ⑤ 学校以外の情報センター普及 (64%)
- ⑥ 親への援助センター普及 (60%)

「障害児教育」に関する調査では以下のことが示唆されている。

A 通常学級教師の障害児理解とそれに伴う訓練

B 障害判定と早期教育の改善

21%の幼児は3歳までに障害を判定されているのに、7歳以降まで放置されたままである。

C 親教育

D 教育から雇用への職業準備教育の充実
職業準備教育は IEP の中に十分浸透していない。

E IEP の完全実施

32%の親は IEP について学校から知らされていない。これは法律違反の事実であるので、完全実施の方向で対処すること。

F 休学学生への教育援助

休学学生に対し68%の親は特別な配慮を受けていなかった。

G 関連サービスの提供

H 統合教育への積極的努力

6 おわりに

「1989年アメリカ障害者法」は朝日新聞社説でも取り上げられ紹介された¹²⁾。障害者に関する全米調査は、サービス提供者の意見ではなく、サービスを受ける者に焦点をあて、インタビュー調査を行いその結果が報告された。

地域で生活する障害者たちにインタビューをしたところ、働きたがっていたことが明らかとなった。しかし、労働市場は障害者に門戸を開いていない。そこで、障害者雇用について企業

側の意見を求めたのが、第2の調査であった。本調査の中で、企業側は雇用したいと思っても職業能力が十分でないことを指摘し、職業人としての障害者育成が問われた。また障害者対策の改善がない限り、障害者雇用は難しいことも明らかにされたのである。最後の調査は障害児教育であり、特に教育から職業生活へ移行するための職業準備教育や、生涯教育について焦点が当てられた。

このような働きの中で、アメリカの障害者対策をみると、障害者対策の発展は、ADA の法制化と教育内容の充実がその鍵になるのではないかと推測される。ADA は法律として成立するに至った。しかし、教育での統合は成功しつつあるとはいえ、障害別による差は著しい。また、教育終了後の障害者たちがうまく職業生活へと移行できない事実もある。これらの問題が解決されない限り、障害者の完全な社会参加と平等はありえないのである。

注

- 1) TASH, DC UPDATE, Vol. 4 Issue 5, November, 1989.
- 2) TASH, DC UPDATE, Vol. 5 Issue 1, January, 1990.
- 3) 久保耕造「障害者に対する機会均等を保障する障害を持つアメリカ国民法(ADA)制定の動き」『障害者の福祉』日本障害者リハビリテーション協会, PP. 26-31, 1989, 12.
- 4) Ellis, J. W., *Form the President*, News and Notes, Vol. 2. No. 6., November/December, 1989. p. 3, AAMR.
- 5) 日本社会事業大学社会事業研究所全身性障害問題研究会「米障害者の生活と意識」昭和63年。註8)の日本語訳。
- 6) 国際障害者年日本推進協議会「自立へ向かって」p. 2, 1988.
- 7) National Council on the Disability, *On the Threshold of Independence*, Washington, D. C.,

1988.

- 8) National Council on the Disability, *The ICD Survey of Disabled Americans: Bringing Disabled Americans into the Mainstream*, ICD, N. Y., 1986.
- 9) National Council on the Disability, *The ICD Survey II: Employing Disabled Americans*, ICD, N. Y., 1987.
- 10) National Council on the Disability, *The ICD Survey III: A Report Card on Special Education*, ICD, N. Y., 1989.
- 11) 読売新聞「米で画期的な障害者保護法」, 5月24日, 1990.
- 12) 朝日新聞「障害者の視点に立つ改革を」『社説』, 12月9日, 1989.

参考文献

- 1) Wehman, P. M., Moon M. S., Everson J. M., Wood W., and Barcus, J. M., *Transition From School to Work: New Challenges for Youth with Severe Disabilities*, P. H., Brookes Publishing Co., Maryland, 1987.
- 2) ゼンコロ「欧米の障害者リハビリテーション情報」1990.

付記

本稿執筆にあたり帝京大学原田政美教授より御指導いただいた。記して感謝する次第である。

(すずき・よしこ

東京都心身障害者福祉センター)